

砂利採取業廃止届書について

産業振興課あてに以下1.～2.の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、合格証は通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下3.～4.も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|----------------------------|----|
| 1. 砂利採取業廃止届書 | 1部 |
| 2. 業務主任者試験合格証(認定証) (コピー不可) | 1部 |
-

3. 490円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

4. 10円切手18枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

### 【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555